

MHM Asian Legal Insights

第 70 号 (2017 年 3 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インド : インド競争委員会の最近のトレンドとリニエンシー制度に基づく初の制裁金減額命令
2. ベトナム : 労働法の改正草案
3. ミャンマー① : 新投資法に基づく税制優遇措置に関する Zoning 規定と地方政府への権限委譲基準の公表
4. ミャンマー② : 自動車販売ショールーム等の開設に関する商業省による Notification の公表
5. ミャンマー③ : LNG 輸入案件の進展～法的論点の概要

今月のコラム –インドネシアのアプリー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 70 号 (2017 年 3 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド：インド競争委員会の最近のトレンドとリニエンシー制度に基づく初の制裁金減額命令

インドでは、2003 年に 2002 年競争法 (The Competition Act, 2002) が施行され、同法の執行機関としてインド競争委員会 (Competition Commission of India) が設立されました。そして、2009 年より施行されている 2002 年競争法の改正法では、反競争的協定 (カルテル等) の禁止が盛り込まれました。

インド競争委員会は、改正法に反競争的協定の禁止が盛り込まれて以降、カルテルの摘発を積極的に行っています。2016 年には 2012 年より継続していたセメント業界におけるカルテル行為に対する摘発の最終判断として、セメント事業者 11 社とセメント製造業者協会に対して、価格カルテルを組んで販売価格を釣り上げたとして、総額 671 億 5,000 万ルピー (現在の為替レートで約 1,160 億円) の高額な制裁金の支払いを命じています。また、今年に入っても、2012 年に実施された入札においてカルテル行為があったとして、セメント事業者 7 社に対して、総額 20 億 6,000 万ルピー (現在の為替レートで約 35 億円) の制裁金の支払いを命じています。さらに、近年、インド競争委員

MHM Asian Legal Insights

会は、外国企業によるカルテルの摘発も行い始めています。例えば、2014年8月には、インド国内企業・外国企業を含む14社の自動車メーカーに対して、これらの自動車メーカーの事前同意がない限り純正部品供給業者がアフターマーケットに純正部品を直接提供することが禁じられているとして、反競争的協定を認定し、総額254億4,000万ルピー（現在の為替レートで約440億円）の制裁金を課しています。このように、近年のインド競争委員会は、カルテルを含む反競争的協定に対して非常に厳格な態度を取っていることが特徴的です。

他方で、2009年、2002年競争法の改正法において、反競争的協定違反の自主申告者に対して制裁金を減額することができるリニエンシー制度も導入されました。リニエンシー制度の詳細は、制裁金の減額に関する規則（The Competition Commission of India (Lesser Penalty) Regulations）に規定されています。この制裁金の減額に関する規則によれば、

- ・ 自主申告以降申告者は当該カルテルに参加しない
- ・ 反競争的協定違反の観点から重要な情報を提供する
- ・ インド競争委員会から要求されたすべての関連情報、書類及び証拠を提供する
- ・ インド競争委員会による調査・手続に全面的に協力する
- ・ カルテルの立証に寄与する関連書類を隠蔽・破棄等しない

ことを条件に、最初の申告者は、最大100%まで、2番目の申告者は、最大50%まで、3番目の申告者は、最大30%まで、それぞれ制裁金が減額されうると定められています。なお、実際に出される減額率については、インド競争委員会がこれらの上限の範囲で裁量を有することとなります。

このリニエンシー制度導入後、リニエンシー制度による制裁金減額命令は一つも出されていなかったところ、2017年1月18日、インド競争委員会は、インドで初となるリニエンシー制度による制裁金減額命令を出しました。インドで初となるこの制裁金減額命令のケースは、電気機器の入札において、Pyramid Electronics社、R Kanwar Electricals社及びWestern Electric社がカルテルを組んでいたところ、Pyramid Electronics社がインド競争委員会による調査に際して、入札におけるカルテルの存在を裏付ける資料・情報をインド競争委員会に提供した上で、リニエンシー制度による制裁金減額を申し立てたものです。インド競争委員会は、申立てを受け、Pyramid Electronics社が最初に本件におけるカルテルの存在を自主申告したと認定して、制裁金の75%を減額する命令を出しました。インドで初となる制裁金減額命令が出されたことで、リニエンシー制度を利用する者が増え、よりカルテルの解明に資する状況が創出されることが見込まれるのではないかと考えられます。

今後もインド競争委員会がリニエンシー制度による制裁金減額命令を継続的に出していか、制度の動向を注意深く見守っていく必要があります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 臼井 慶宜
☎ 06-6377-9405
✉ yoshinori.usui@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

2. ベトナム：労働法の改正草案

ベトナムでは、2016年12月、現行の労働法（2013年5月1日施行）（「現行法」）を全面的に改正する内容の改正草案（「改正草案」）が公開されました。この草案は、順調にいけば、2017年4月頃に国会に提出され、同年10月頃に可決される見込みです。

本レターでは、改正草案において提案されている内容のうち、日系企業の皆様の関心が強いと思われる改正項目をご紹介します。

(1) 雇用契約の更新についての改正

現行法の下では、雇用契約の形態として、①期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）、②12ヶ月以上36ヶ月までの期間の定めのある雇用契約（有期雇用契約）、③12ヶ月未満の期間の定めのある季節的な業務又は特定の業務を履行するための契約の3種類が定められています。そして、現行法上、上記②及び③の期間の定めのある雇用契約については、契約の期限が満了した後に被雇用者が引き続き就労する場合において、新たな雇用契約を締結しないときは、上記②の有期雇用契約は①の無期雇用契約となり、上記③の契約は24ヶ月間の有期雇用契約となると規定されています。

これに対し、改正草案では、上記②及び③の期間の定めのある雇用契約の期限が満了した後に被雇用者が引き続き就労する場合において、新たな雇用契約を締結しない場合には、自動的に既存の雇用契約と同様の条件で更新されることが提案されています。

したがって、この点に関する改正草案の内容は、現行法と比較すると、雇用者の立場である日系企業側にとっては有利な改正案と思われます。

(2) 時間外労働の上限に関する規制緩和

現行法の下では、時間外労働について、1日に4時間、1ヶ月に30時間、1年に200時間（一定の許可を得た場合にのみ300時間）が上限として規定されています。

これに対し、改正草案は、通常の業務時間と時間外の労働時間を合わせた労働時間の合計の上限について、以下の2つの案を提案しています。

第1案：1日12時間以内、かつ、1年に600時間以内

第2案：1日12時間以内

したがって、いずれの案であっても、時間外労働の上限に関する規制が大幅に緩和される（第2案に至っては年間上限が撤廃される）こととなりますので、この改正案の内容は、雇用者の立場である日系企業側にとっては非常に有利なものと思われます。しかし、全国的な労働組合指導機関であるベトナム労働総連盟は残業時間の大幅増加に反対しており、最終的に上記の改正提案が採用されるかについては予断を許さない状況とされています。

MHM Asian Legal Insights

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、雇用契約の締結に際して被雇用者から雇用者に対して提供される情報が虚偽の情報である場合について、現行法の下では雇用契約の解除事由として明記されていないのに対し、改正草案では、虚偽の情報の提供が雇用契約の解除事由になりうる旨を明記することを提案しています。また、定年退職の年齢を、男性については60歳から62歳、女性については55歳から60歳に引き上げることを提案すると同時に、上記年齢に達した場合には、雇用契約の解除事由になりうることを提案しています。

改正草案は現時点ではまだ草案の段階であり、最終的にどのような内容の改正となるかは今後の国会における議論次第ですが、以上のとおり、日系企業の皆様にとっても影響の大きい改正を含む可能性があるため、今後の動向に注視が必要です。

弁護士 埴 晋 ☎ +66-2-266-6485 (バンコク) ✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com	弁護士 山口 健次郎 (ホーチミンLNT & Partners 法律事務所出向中) ☎ 03-6266-8792 ✉ kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com
--	--

3. ミャンマー①：新投資法に基づく税制優遇措置に関する Zoning 規定と地方政府への権限委譲基準の公表**(1) 税制優遇措置に関する Zoning 規定の公表について**

ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission : 「MIC」) は、2017 年 2 月 22 日付 Notification 第 10/2017 号を公表し、新投資法に定める税制優遇措置 (3 年、5 年、7 年の免税期間) に関する Zoning を発表しました。当初より想定されていたとおり、ヤンゴン及びマンダレー管区の大部分は最も開発が進んだ地域 (Zone 3 : 免税期間 3 年) に指定されました。そして、ヤンゴン及びマンダレー管区の一部 (郊外地域) 並びにネピドー等は中程度の開発地域 (Zone 2 : 免税期間 5 年) に、カヤー州、カイン州及びチン州等は開発途上地域 (Zone 1 : 免税期間 7 年) に指定されています。

(2) 地方政府への権限委譲基準の公表について

MIC は、2017 年 3 月 2 日付 Notification 第 11/2017 号を公表し、新投資法における MIC の権限を地方政府に委譲する基準について発表しました。これにより、500 万米ドル (現在の為替レートで約 5 億 7,000 万円) 又は 60 億チャット (現在の為替レートで約 4 億 8,000 万円) 以下の投資案件については、地方又は州政府に MIC の権限

MHM Asian Legal Insights

が委譲されることとなります。なお、別途発表されている投資法規則（Investment Rules）のドラフトによれば、地方政府への権限移譲は移行期間の2年の間に行われることが規定されています。これを併せて読めば権限委譲が直ちに行われるということではなさそうです。

4. ミャンマー②：自動車販売ショールーム等の開設に関する商業省による Notification の公表

(1) 商業省による Notification の概要

ミャンマー商業省（Ministry of Commerce）は、2017年2月17日付 Notification 第15/2017号（「第15号」）、No. 16/2017（「第16号」）及びNo. 17/2017（「第17号」）を公表し、ミャンマー国内での自動車及び重機の輸入・販売に関する規制を発表しました。これらの Notification はいずれも、外資による Trading 事業が実務上禁止されることを前提に、その例外としてミャンマー内資との合併形態での実施等を要件に、自動車及び重機の輸入・販売を認めるものです。このうち第15号及び第16号は、従前より存在した規定を若干変更したうえでアップデートしたものです。各 Notification の概要は下表のとおりです。

Notification	概要	従前の規定からの変更点
第15号	セールスセンター ^{*1} での自動車の輸入販売	デポジットの金額が従来の10万米ドル（現在の為替レートで約1,100万円）から、
第16号	ショールーム ^{*1} による自動車の輸入販売	1億5,000万チャット（現在の為替レートで約1,200万円）に変更された
第17号	ショールームによる重機 ^{*2} の輸入販売	（今回新たに定められたもの）

*1 ショールームは新車のみ取扱可能である旨が明記されている。これに対し、セールスセンターは、中古車の取扱いを前提としていることは明らかであるものの、これに加えて新車の取扱いまで可能かどうかは明記されていない。

*2 ショベルカーやクレーン等の建設機械が含まれると推測されるが、重機（heavy machinery）の内容について明確な定義は置かれていない。

(2) 新投資法との関係

現在、新投資法の本格的な施行に向けて、ミャンマー計画財務省・投資企業管理局（「DICA」）において、新投資法の細則に関する検討が行われているところです。本レター第68号（2017年2月号）にてお伝えしたとおり、新投資法の下で投資規制の

MHM Asian Legal Insights

対象となる制限業種のリスト（「制限業種リスト」）のドラフトが2017年2月に公表されています。この制限業種リストは、そこに記載のない限り原則として投資規制の対象とならない「ネガティブリスト」を意図したものであるとされています。この制限業種リストのドラフトにおいては、一定面積以上の小売業は合弁形態で外資に開放され、また、卸売業については特段の制限が設けられていません。

他方で、商業省による上記 Notification の内容は、自動車及び重機に関する Trading 事業への参入に関して、制限業種リストとは異なる規制を定めるものであり、両者の間で矛盾が生じることとなります。

この商業省の Notification が、新投資法の施行細則に関する検討の最終段階にあると思われるこのタイミングで公表されたことを踏まえ、新投資法に基づくルールの整備に関して、DICA と商業省との間で適切な連携が取れていないことが懸念される所です。統一的な投資ルールの制定に向け、弊事務所からも、上記問題意識の共有を含め、当局に対して必要な提言を随時行っていく予定です。新投資法の下における車の輸入販売や製造等について多くの問い合わせを頂いていますが、当面はこうした点に留意しつつ検討を進める必要があると思われま

（ご参考）

本レター第 68 号（2017 年 2 月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00026571/20170221-040651.pdf>

5. ミャンマー③：LNG 輸入案件の進展～法的論点の概要

本レター第 64 号（2016 年 10 月号）でお伝えしたとおり、ミャンマーにおいて急増する電力需要に対応するガス火力発電用の LNG の輸入が計画されています（「本計画」）。一部報道によると 2017 年 4 月にも本計画の国際入札が行われるとの観測が浮上しています。弊事務所は 4 月に行われるのはコンサルタント選定の入札であるとの情報にも接していましたが、いずれにしても検討が進行しているものと思われま

(1) 投資規制・外国投資規制

従来の MIC の Notification では、本計画は電力エネルギー省との合弁事業で営むことが必要でした。しかし、最近公開された新投資法の制限業種リストでは本計画については電力エネルギー省の承認が必要な事業と分類される一方で、どのような条件が課されるかについては記載されていません。報道によると従来と同様、電力エネルギー省との合弁が検討されているようですが、その場合、同省が何を出資する（できる）

MHM Asian Legal Insights

のかという点には疑問が残ります。

(2) LNG 輸入に関する規制

ミャンマーにおける LNG の輸入にはミャンマー石油法（1934 年）及び関連規則が適用されます。また、2013 年の旧エネルギー省告示（Notification 100/2013）によって LNG を含む燃料の輸入についての許認可制度が一応は存在します。しかしながら、LNG を前提とした詳細な案件基準・許可基準は存在しないことから、本計画における投資家との議論を通じて基準が作成されていくことになると思われます。

(3) 船舶に関する規制

FSRU（浮体式 LNG 受入基地）を用いる場合には船舶に関する規制に留意する必要があります。FSRU がミャンマーにおいて登録された船であることを要するのか、また、外資企業による船舶登録が可能かといった点が問題となります。

(4) 信用リスク・資金調達

LNG のガス化と発電を一体のプロジェクトとして行うのか、別のプロジェクトとして行うのかによっても分析が若干変わりますが、いずれにしてもオフテーカーはミャンマー石油ガス公社（ガスの場合）及びミャンマー発電公社（電力の場合）となります。これらの主体が国（ソブリン）と同視できるのか、仮にできない場合には政府保証が得られるのかといった点が問題となります。政府保証については公的債務管理法に基づき計画財務大臣が行う必要があります。また、資金調達についてもどのようなスキームを組むか、様々なオプションがあり得ます。これらを検討するにあたっては、担保法制・不動産法制・船舶法制等が複雑に関係することになります。

弊事務所ヤンゴンオフィスには石油・ガス法務を専門とする Ben Swift 弁護士（英国法弁護士）が在籍し、また、タイの Chandler MHM もミャンマーのガス・電力案件に豊富な実績を有している等、本案件に対応する体制を整えています。本計画については今後さらに検討が進むものと思われませんが、ご関心のある皆様と意見交換・情報交換の機会を持たせて頂ければと考えています。ご関心をお持ちの方はお気軽にご連絡下さい。

（ご参考）

本レター第 64 号（2016 年 10 月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00023753/20170317-044908.pdf>

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

今月のコラムーインドネシアのアプリー

今回のコラムは、年初からインドネシア・ジャカルタデスクに着任している筆者が、インドネシアのアプリ事情をご紹介します。

海外に行き驚かされるものの一つとして、スマートフォン・アプリやインターネット・サービスの独自性・多様性があります。日本においても、近時、様々なスマートフォン・アプリが登場し、いくつかのアプリは我々の生活にすっかり定着していますが、カーシェアリングアプリ、タクシー配車アプリは、そのうちのひとつかと思えます。ここジャカルタにおいては、地下鉄等の公共交通機関が十分に発達していないこともあり、タクシーおよびタクシー配車アプリは、市民の足にとって無くてはならない存在です。ジャカルタにおいては、グローバルに展開するUber以外にも、GO-JEK、Grab、Blu-Jekといった様々な地場のタクシー配車アプリが使われています。

ただし、これらのタクシー配車アプリは、日本で想像するものと若干趣が異なります。まず、四輪車のタクシーはもちろん存在しますが、それと同じくらい（それ以上でしょうか？）に利用頻度が高いのが、バイクタクシーです。東南アジアにおいては、バイクタクシーはメジャーな存在ですが、ここジャカルタも例外でなく、特に交通渋滞が酷いジャカルタでは、目的地に早く着くために、四輪車ではなくバイクタクシーを使う人も多くいます。

また、なんと言ってもジャカルタのタクシー配車アプリで特殊なのが、デリバリーサービスです。アプリや会社によって異なるものの、食事のデリバリー、日用雑貨の買い物、荷物の宅配、薬のデリバリー、清掃員の派遣、マッサージ師の派遣等々、様々なことをアプリのボタン一つで頼むことができます（もはや、タクシー配車アプリの域を超えているかもしれません）。仕組みは非常に単純で、バイクタクシーの運転手が、食事のデリバリーであれば、指定されたお店に行き、自宅やオフィスまで食事をデリバリーしてくれ、清掃員の派遣であれば、清掃員をピックアップして自宅に派遣してくれます。デリバリーにかかる追加チャージの料金は、距離によって異なりますが、5km程度だと1万から2万ルピア（日本円にして85円から170円程度）しかかかりません。タクシードライバーの人件費が安いからこそなせる技かもしれません。

ジャカルタに赴任しまだ3ヶ月弱ではありますが、これからも便利なアプリを見つけ、快適なジャカルタライフを送りたいと思います。

(弁護士 立川 聡)

MHM Asian Legal Insights

セミナー情報

- セミナー 『中東進出の法務～中東のハブである UAE、制裁緩和で注目が集まるイランを中心に～』
開催日時 2017年4月5日（水）14:00～17:00
開催場所 東京
講師 西尾 賢司
主催 金融財務研究会

NEWS

- パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の4名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

田中 光江、埴 晋、渡辺 邦広、小島 冬樹

また、同日付で3名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

柴田 久、原 潔、孫 彦

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

- Chambers Global 2017 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2017 で、当事務所は Myanmar における General Business Law - International Firms (Band 3) を含む7つの分野で上位グループにランキングされ、26名の弁護士が各分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com